

三鷹市パブリックコメント手続条例検討案に対する市民の意見(概要)と市の考え方

三鷹市パブリックコメント手続条例検討案	市民の意見(概要)と市の考え方
<p>三鷹市パブリックコメント手続条例(条例名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「パブリックコメント」の用語については、日本語で表記する方がよい。 ・条例の名称は、「三鷹市民パブリックコメント手続条例」の方が望ましい。 <hr/> <p>(市の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「パブリックコメント」の用語は、各種計画や主要な事業に対して市民の皆さんのご意見を求めるときに、これまでも広報等で使用してきました。また、一般的にも「パブリックコメント」の用語は利用されるようになっており、「三鷹市意見提出手続条例」よりも適当と考え、昨年の9月議会で成立した三鷹市自治基本条例でも「パブリックコメント」の用語で規定しました。ただし、今後、パブリックコメントの手続を行うときは、ご指摘の趣旨を踏まえ、広報等で分かりやすい表現も合わせて用いることも検討します。 ・パブリックコメントは、行政の責任によって一連の手続を行うものですが、市民と行政が全体としてそのプロセスに係わるものであり、ご意見にある「市民」が参加する趣旨は、パブリックコメントそのものに含まれていると考えます。

三鷹市パブリックコメント手続条例検討案	市民の意見（概要）と市の考え方
<p>第1 目的</p> <p>この条例は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市政における公正の確保と透明性の向上及び市民参加の促進を図り、もって開かれた市政運営と協働のまちづくりを推進することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・三鷹市自治基本条例第5条に掲げる市政における市民の権利保障、市政情報に関し、知る権利の保障等の実現や市の説明責任の実現も加えるべきである。 ・自治基本条例16条のパブリックコメントの主旨を明らかにする条文の挿入が必要。「市民に広く意見を求め、その意見を反映するよう努めることにより、市政における公正の確保と透明性の向上をはかる。また市民参加の対話を図り、開かれた市政運営と協働のまちづくりを推進することを目的とする。」という条文を挿入する。 <p>（市の考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政情報に関して知る権利の保障は、直接的には三鷹市情報公開条例で規定しており、また説明責任の実現は、このパブリックコメント制度だけでなく、例えば三鷹市自治体経営白書の発行など他の多様な取り組みによって広く実行していくものと考えます。 ・「市民の意見反映」の趣旨は目的の規定の「市民参加の促進」に含まれるとともに、具体的には第10「提出意見の考慮」で、「市長等は、…提出意見を十分に考慮しなければならない」と定めています。

三鷹市パブリックコメント手続条例検討案	市民の意見（概要）と市の考え方
<p>第2 定義</p> <p>この条例において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民等 市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次条の規定による手続に係る事案に利害関係を有するものをいう。</p> <p>(2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p>	<p>・「市民等」の定義が分かりにくい。</p> <p>・「市長等」という定義は、執行機関の平等性等にかんがみ、適当でない。「執行機関」または「実施機関」とすることが適当である。</p> <p>（市の考え方）</p> <p>・「市民」の定義は自治基本条例と同様に、みたか市民プラン 21 会議の経験などを踏まえ、在住・在勤・在学の人に加え、「市内で活動する人」まで広げ、「在活动者」も含めた広義の「市民」としました。また、「手続に係る事案に利害関係を有するもの」は、上記の「市民」の他、他市に住所を有する人が三鷹市内に土地等を有しており、三鷹市の事業計画で影響を受ける場合などを想定して決めました。</p> <p>・「市長等」も自治基本条例で同様の定義を行っていますが、「執行機関」や「実施機関」より分かりやすいこと、また各執行機関は当然、対等・平等の関係ですが、他方で地方自治法においても、首長による総合調整のもと執行機関が一体として行政機能を発揮することを定めていることから、「市長等」で適当であると考えます。</p>
<p>第3 パブリックコメント手続</p> <p>市長等は、第4の1に規定する条例等の制定等を行うときは、当該条例等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く市民等の意見を求める手続（以下「パブリックコメント手続」という。）を行わなければならない。</p>	

三鷹市パブリックコメント手続条例検討案	市民の意見（概要）と市の考え方
<p>第4 対象</p> <p>1 第3の規定によりパブリックコメント手続を行うものは、次に掲げるもの（以下「条例等」という。）の制定、改正、策定等（以下「条例等の制定等」という。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる条例の案</p> <p>ア 市の基本的な制度を定める条例</p> <p>イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例</p> <p>ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例</p> <p>(2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等</p> <p>(3) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における計画その他基本的な事項を定める計画</p> <p>(4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等</p> <p>(5) 前に掲げるもののほか、市長等が特に必要と認めるもの</p> <p>2 次のいずれかに該当するときは、第3及び1の規定は適用しない。</p> <p>(1) 緊急に条例等の制定等を行う必要があるため、パブリックコメント手続を実施することが困難であるとき。</p> <p>(2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関する条例等の制定等を行うとき。</p> <p>(3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他のパブリックコメント手続を実施することを要しない軽微な変更を行うとき。</p> <p>(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するとき。</p> <p>3 市長等は、2の(1)の理由によりパブリックコメント手続を実施できない場合は、条例等の制定等を行ったときにその理由を第8の2の規定により公表するとともに、市民等の意見を聴くよう努めるものとする。</p>	<p>・「条例等の制定等」としているが、パブリックコメントの対象はあくまでも「政策」であり、また条例制定事項、規則制定事項が必ずしも多くない現状において、条例等を対象の中心にするのは適当でない。（条例は政策の一部）。</p> <p>・緊急制定の場合は、時限条例とし後に意見を求めるべき。</p> <p>（市の考え方）</p> <p>・ご意見を踏まえ、パブリックコメント手続の対象を包括的に定義する用語として、「条例等」を「政策等」に、「条例等の制定等」を「政策等の策定等」に改めます。</p> <p>・緊急に条例等の制定等を行う必要がありパブリックコメント手続を実施することが困難であるときは、その手続を行わないことができるとしていますが、その場合でも、第3項において条例等の制定後に、その理由を公表するとともに、市民等の意見を聴くよう努めることを定めています。</p>

三鷹市パブリックコメント手続条例検討案	市民の意見（概要）と市の考え方
<p>第5 意見提出期間</p> <p>第3の規定により定める意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）は、条例等の案の公表の日から起算して3週間以上でなければならない。</p>	
<p>第6 パブリックコメント手続の特例</p> <p>1 市長等は、第5に規定する意見提出期間について、3週間以上の期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにして、3週間を下回る意見提出期間を定めることができる。</p> <p>2 市長等は、国又は他の地方公共団体、他の執行機関、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び市長等が設置するこれに準ずる機関等が、パブリックコメント手続に準じた手続を経て定めた報告、答申等と実質的に同一の条例等の制定等を行うとき、又は法令等により縦覧等の手続が義務づけられている条例等の制定等に当たってパブリックコメント手続と同等の効果を有すると認められる意見聴取手続を行うときは、自らパブリックコメント手続を実施することを要しない。</p>	<p>・「3週間を下回る意見提出期間」については、最短期間の設定が必要である。</p> <p>（市の考え方）</p> <p>・意見提出期間の「3週間以上」は、市民に条例等を周知して意見を求めるのに必要な期間であるとともに、市民サービスの向上等のため迅速な政策決定を行う必要性などを踏まえて設定したもので、パブリックコメント手続ではこの期間が基本となります。また、「3週間以上」の期間を設けることができない緊急の対応を要する事案では、あらかじめ条例で「最短期間」を定めてしまうのは適当でないと考えます。ただし、このような場合でも、出来る限りの意見提出期間を設ける考えです。</p>
<p>第7 パブリックコメント手続の情報提供</p> <p>市長等は、パブリックコメント手続を実施するに当たっては、当該パブリックコメント手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。</p>	
<p>第8 条例等の案の公表等</p> <p>1 第3の規定により、条例等の案とともに公表する関連資料は、条例等の趣旨、目的、概要その他の当該条例等の案を理解するために必要な情報及び資料とする。</p> <p>2 第3の規定による公表は、市長等が指定する場所での閲覧又は配付、インターネットを利用した閲覧の方法等により行うものとする。この場合において、当該公表を行った後、速やかに前条の規定による情報提供として、市の広報紙</p>	<p>・重要な条例、計画等の説明会で市民との対話を通じて公表する過程が必要と考える。「重要と認める条例、計画等については、案や関連資料の公開とともに、説明会を開催し、市民との対話に努める」という規定を定める。</p> <p>・パブリックコメント制度を独立したものとして扱い、他の制度、特に市民参加との関連が検討されていない。パブリックコメントを</p>

三鷹市パブリックコメント手続条例検討案	市民の意見（概要）と市の考え方
<p>に条例等の案の概要等を掲載するものとする。</p>	<p>実施して単に市民の意見を聞くということではなく、PI方式のように地域における行政側の集会方式の実施も考えられてよい。</p> <p>（市の考え方）</p> <p>・三鷹市が取り組む市民参加においては、ワークショップ方式や、「21会議」で用いたパートナーシップ方式、また、「まちづくり懇談会」など多様な参加形態があり、これまでも積極的な市民参加の取り組みを行ってきました。パブリックコメントは、そのような市民参加の形態のひとつであり、それを条例に基づく必要な手続として制度化することが目的です。ご意見にありますように、取り組む政策の内容等に応じ、パブリックコメント手続に加え、今後も、多様な市民参加の手法を用いていきます。</p>
<p>第9 意見の提出</p> <p>1 第3に規定する意見の提出の方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、直接持参その他市長等が必要と認める方法とする。</p> <p>2 意見を提出しようとするものは、原則として住所、氏名等を、法人その他の団体にあっては、所在地、団体名及び代表者の氏名等を明らかにするものとする。</p>	
<p>第10 提出意見の考慮</p> <p>市長等は、パブリックコメント手続を実施して条例等の制定等を行う場合には、意見提出期間内に市長等に対し提出された当該条例等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。</p>	
<p>第11 結果の公表等</p> <p>1 市長等は、パブリックコメント手続を実施して条例等の制定等を行った場合は、提出意見の概要（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）及び提出意見に対する市長等の考え方並びに条例等の案を修正したときは修正内</p>	<p>・結果の公表のみならず、意見提出者に対する通知も検討すべき。</p> <p>（市の考え方）</p> <p>・パブリックコメント手続は、「市長への手紙」等とは異なり、特定の個人等の意見について、当該提出者へ個別に市の見解を回答する</p>

三鷹市パブリックコメント手続条例検討案	市民の意見（概要）と市の考え方
<p>容を速やかに公表しなければならない。</p> <p>2 市長等は、1の規定により提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表しないことができる。</p> <p>3 第8の2の規定は、1の規定による公表の方法について準用する。</p>	<p>制度ではありません。また、意見提出者が非常に多数になった場合など、提出者全員に対して個別の通知を制度として義務付けるのも適当でないと考えます。市の検討結果を広く公表することによって、本制度の目的は果たされ则认为ます。</p>
<p>第12 委任</p> <p>この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p>	